

光徳産業株式会社

女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年11月1日～2026年3月31日までの3年5か月間

2. 目標と取組内容・実施時期

<次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法共通の目標>

目標 1

社員一人当たりの有給休暇取得率を70%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- 2022年11月～ 社員の毎月の有給休暇取得率をデータ化し、上司に情報提供する。
- 2023年04月～ 部署ごとに有給休暇取得率向上計画の策定をする。
- 2024年04月～ 有給休暇取得率向上計画に基づいた各部署での取組の結果を振り返る全社ミーティングを行い、目標達成に向けた計画の見直しを行う。

目標 2

外部運搬 G、構内処理 G、徳山営業所の女性社員を現員の3人から5人以上に増加させる。

<実施時期・取組内容>

- 2022年11月～ 女性の応募を増やすため、採用において女性も活躍している職場である旨 PR していく。
- 2023年04月～ 女子学生を対象とした現場見学会を年1回以上開催する。
- 2024年04月～ 他 G の女性社員への外部運搬 G、構内処理 G、徳山営業所への作業員への転換の希望を把握する。
- 2025年04月～ 上記の転換希望者に対する研修の実施を行う。※2026年転換予定